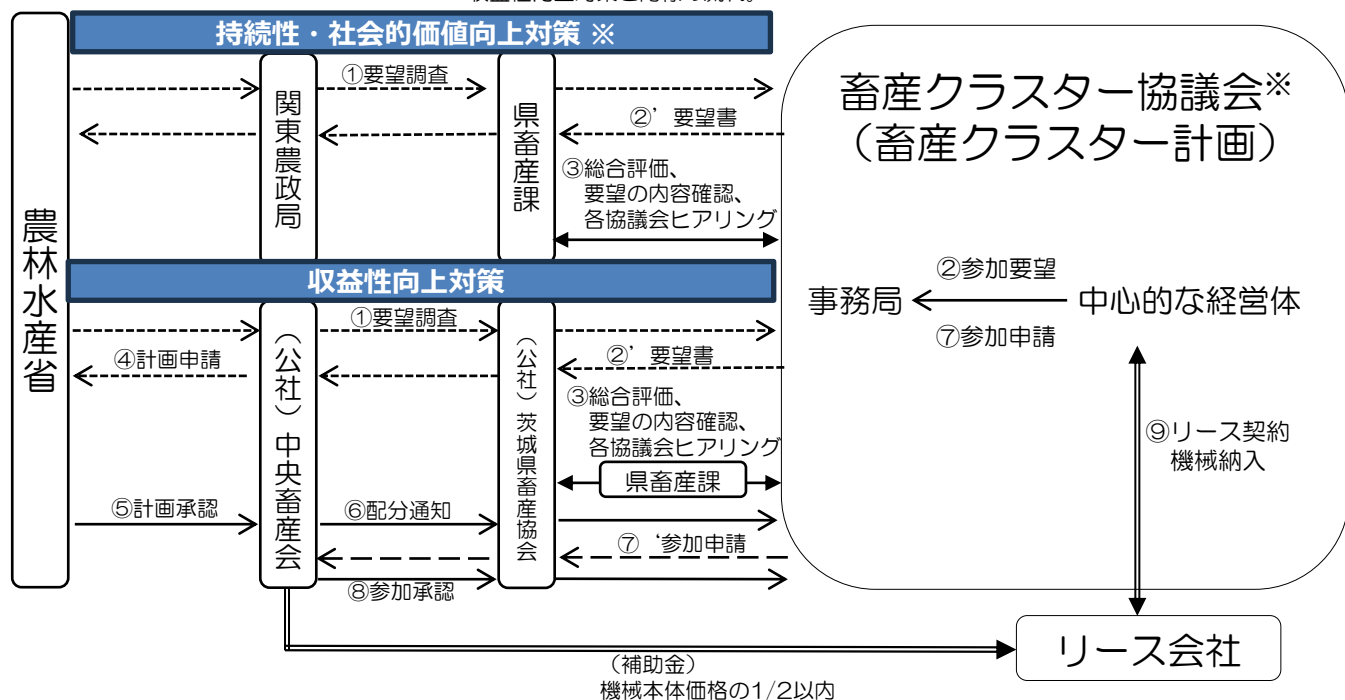


（畜産クラスター事業のうち機械導入事業）の流れとお問合せ先について

※持続性・社会的価値向上対策の④以降は、収益性向上対策と同様の流れ。



・畜産業を営む者(中心的な経営体)の他、地域の関係者が連携し、畜産の収益性、持続性又は社会的価値の向上を図るための取組を行う団体。
・協議会は、収益性等の向上を図るための計画(畜産クラスター計画)を策定し、知事の認定を受ける必要があります。

- (1) 事業の実施を希望される場合は、所属する畜産クラスター協議会事務局又は以下の問い合わせ先へご相談のうえお申し込みください。
- (2) (公社)中央畜産会(事業実施主体)による要望調査の開始から、要望書の提出期限までの期間が短いことが予想されますので、事業の実施を希望される方は、取組内容等についてお早めにご相談ください。

お問い合わせ先	電話番号
＜機械導入事業全般＞	
（公社）茨城県畜産協会 経営支援課	029-231-7501
茨城県農林水産部畜産課	029-301-3988
＜協議会の設立・クラスター計画の策定等＞	
県北農林事務所 振興・環境室 畜産振興課	0294-87-6680
県央農林事務所 振興・環境室 畜産振興課	029-231-0476
鹿行農林事務所 振興・環境室 畜産振興課	0291-33-4118
県南農林事務所 振興・環境室 畜産振興課	029-822-8521
県西農林事務所 振興・環境室 畜産振興課	0296-24-9166

発行元：茨城県農林水産部畜産課(水戸市笠原町978番6) 令和8年9月作成